

**事業用途などで
被災跡地を利用しませんか**

▽問い合わせ先Ⅱ土地利用課(☎353)

**◆買取地の譲渡や
貸し付けをしています**

公共の事業用地として利用する予定のない買取地などは、事業用途などで利用を希望する人に譲渡または貸し付けを行っています(ただし、買取地は、所在する災害危険区域の指定区分にかかわらず居住用途で使うことはできません)。公募している土地などの情報は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

**◆買取地と民有地が
一体的に利用できます**

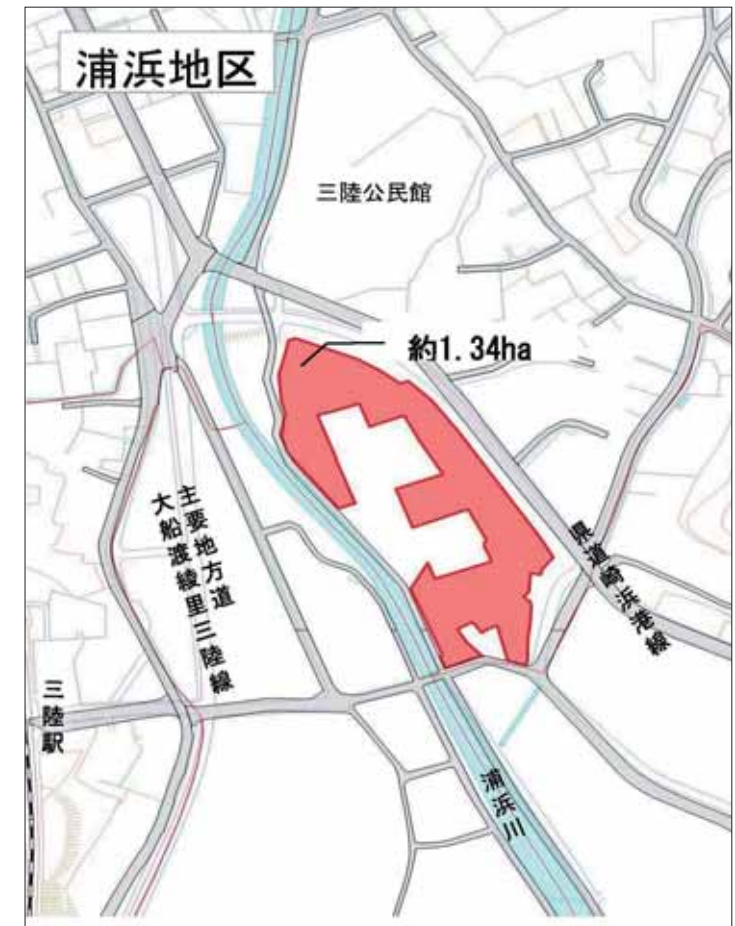
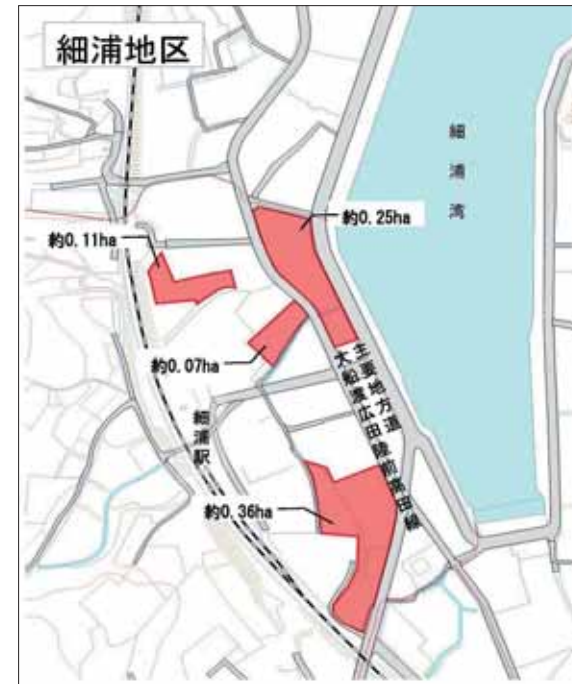
被災地には、市の買取地と個人などが所有する土地が混在しており、まとまった土地として利用することが困難な状況から、民有地の地権者の協力を得て、比較的広い面積で利用できる区域を定め、事業用途による利用者を募集しています。

この取り組みは、細浦・綾里・浦浜地区で行っています

ので、利用を検討される場合は、問い合わせください。

土地の利用用途	貸付料(年額)
農地として利用する場合	1㎡当たり10円
農地以外として利用する場合	適正な時価 ×2.5%※

※令和8年4月1日以降は5.0%



 一体利用が可能な区域

【広い面積で利用できる区域(細浦・綾里・浦浜地区)】

防災集団移転促進事業の状況

▽問い合わせ先Ⅱ復興政策課(☎内線339)

津波被害地域の居住に適さないと思われる区域にある住居の集団移転を目的として、平成24年度から実施してきた防災集団移転促進事業による造成工事が、平成30年4月をもって完了しました。

市内21地区、全366区画の造成宅地のうち、97%にあたる357区画で昨年末までに引き渡し完了、引き渡し後の宅地には、356戸の住宅が完成しています。

住宅建築にあたり、市では住宅移転費の助成を行いました。金融機関から融資を受けた際の利子相当額や、完成した住宅などへの引っ越し費用などを対象として、これまで延べ640件、約13億円の助成を実施しました。

被災した住宅跡地については、災害危険区域第1種危険区域内の全域と、第2種危険区域内で防災集団移転促進事業参加者と災害公営住宅入居者の住宅跡地を買取対象として、全体で約24ha830件の買い取りを決定しています。

現在、防災集団移転住宅団地内に生じた空き区画への募集について、申し込み資格を緩和するなどして、空き区画の解消に向けて取り組んでいます。



中赤崎地区(森っこ)に建設された集会施設

防災集団移転住宅団地に生じた空き区画一覧

団地名	所在地	面積	土地売買価格
小河原(平林)	末崎町字平林52番29	330.71㎡	5,390,573円
神坂	末崎町字神坂50番6	325.34㎡	3,643,808円
中赤崎その1(森っこ)	赤崎町字大洞37番47	197.96㎡	2,712,052円
中赤崎その6(山口)	赤崎町字山口59番21	331.01㎡	4,799,645円
永浜	赤崎町字大立5番18	330.22㎡	4,292,860円
	赤崎町字山口137番35ほか	330.58㎡	4,297,540円
崎浜	赤崎町字山口137番37ほか	330.20㎡	4,358,640円
	三陸町越喜来字仲崎浜102番9	330.03㎡	2,508,228円
	三陸町越喜来字仲崎浜102番19	329.69㎡	2,406,737円

※掲載の区画は令和2年1月末現在の状況であり、広報掲載時点で公募が終了となっている場合があります。